

# 文京区区制 80 周年記念

## 町会・自治会物品整備支援事業補助金 制度案内

### 1 文京区区制 80 周年記念 町会・自治会物品整備支援事業補助金とは

令和 8 年度・9 年度において、町会・自治会（以下「町会等」という。）が地域コミュニティ推進活動並びに防犯・防災活動等の各種イベント等の町会等活動に使用・活用できる物品の購入等をした場合、その経費として、1 町会等につき 25 万円を上限に補助します。

### 2 申請できる団体

文京区内で活動する町会等が申請できる団体となります。

申請は、令和 8 年度・9 年度の 2 年間で、1 町会等当たり 1 度までです。

ただし、所属する地区町会連合会を単位として、複数の町会等が合同で申請（合同申請）することも可能です。（合同申請の場合の申請書の書き方などについては、地域活動センターへお問合せください。）

※ 合同申請は各地区町連を単位として、令和 8・9 年度の 2 年間で 1 度までです。

※ 単一町会と地区町連単位の申請（合同申請）を兼ねることはできません。

例：単一町会として 20 万円申請し、地区町連単位で 5 万円を申請するのは不可

### 3 補助金額

#### 1 町会等につき上限 25 万円

※ 複数の町会等が地区町会連合会として申請する場合は、合同申請する町会等の数×25 万円が補助上限額となります。

### 4 補助金の対象となる事業

#### (1) 補助金の対象となる事業

町会等が行う物品購入等の事業で、令和 9 年 3 月 31 日までに実施し完了する事業が対象です。（令和 9 年度に実施する場合は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）

事業区分	事業例
(1) 物品購入事業	地域コミュニティの活性化を目的に実施する各種イベント等に使用・活用する物品の購入 (例：催事用テント、発電機、のぼり旗、ユニフォーム、パソコン 等の物品購入)

## (2) 補助金の対象とならない事業

次のような事業は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

対象とならない事業
飲食料品、文房具、消耗品、金銭相当物又は町会等の会員へ配布する物品の購入
事業の全部又は主たる部分が、役員費（講演会の開催等）、又は委託による事業（印刷製本等） ※町会掲示板の建替え・新規設置等を除く
「町会・自治会事業補助金」等、区の他の補助金を受けて実施する事業 ※例：祭事用テント（30万円）を本補助金（25万円）+町会・自治会事業補助金（5万円）=30万円で行う等

## 5 補助対象事業の実施から完了までの流れ

本補助金は、事業補助金や加入促進補助金とは異なり、実績払（実績報告をもって補助金を交付）のみとなります！

## 【注意！！】

申請は、事業実施後に受け付けます。

補助対象外の事業だった場合、補助金の交付はできませんので、補助対象物品となるかの確認をしたい場合は、着手前に、地域活動センターへご連絡ください。

## 6 事業実施にあたり注意すべき事項

### (1) 領収書等の写しの提出

- ① 補助対象経費を支出するときは、必ず次のア～エに注意して領収書等を相手方から受領してください。

	正しいもの	認められないもの
ア 宛名	○町会・自治会名 ○町会・自治会名+会長名	×空欄 ×個人名のみ、他団体名
イ 日付	○当該年度内で記入	×空欄 ×別の年度の日付
ウ 金額但し書き	○購入品名、単価×数量 ※書ききれない場合は別紙で内訳の分かる書類を提出	×空欄 ×お品代
エ 領収書発行元の連絡先及び押印	○(領収書) 領収書発行会社の名称、住所、社印または担当者印 ○(受領書) 受領者の氏名、住所、押印	×領収書発行会社の名称、住所、社印または担当者印がない。 ×受領者の氏名、住所、押印がない。

- ② レシートの写しでも構いません。(宛名は必ず必要です!)
- ③ 補助対象経費のうち補助金額を超える金額の領収書等の写しを提出してください(事業経費全体については不要です)。

(例) 補助金額 3 万円、餅つき大会を実施した場合

**領収書 1**

領 収 書  
令和〇年〇月〇日

文京町会 様

**40,000 円**

但し、もち米代(3kg2,000 円、60kg 分)として

○×商店  
〒112-〇〇〇〇 文京区〇〇1-2-3

**領収書 2**

領 収 書  
令和〇年〇月〇日

文京町会 様

**2,000 円**

但し、きな粉代(1kg1,000 円、2kg 分)として

○×商店  
〒112-〇〇〇〇 文京区〇〇1-2-3  
TEL03-1234-5678

**領収書 3**

領 収 書  
令和〇年〇月〇日

文京町会 様

**4,000 円**

但し、つぶあん代(1kg2,000 円、2kg 分)として

○×商店  
〒112-〇〇〇〇 文京区〇〇1-2-3  
TEL03-1234-5678

**領収書 1** → 補助対象経費として提出。

**領収書 2 及び 3** → **領収書 1** だけで補助金額 (3 万円) を超えるので、提出不要。

※その他、領収書の例については「注意事項及び記入例」を参照してください。

(2) 購入物品等の写真の提出

物品の購入をした場合には、その購入物品の全てがわかる写真を撮影してください。(複数購入している場合はその全て) ※1枚に収める必要はありません。

(3) 町会掲示板の整備事業

町会掲示板の建替え、新規設置等を行う場合には、町会掲示板の占有が適法であることを証する書類の写しを提出してください(民有地に係るものについては、提出不要です)。

7 問合せ先

各種相談、報告関係書類の電子データが必要な場合等について、以下へお問合せください。

地域活動センター等	電話
礪 川	03-3813-3638
大 原	03-3946-8594
大 塚	03-3947-2624
音 羽	03-3943-0621
湯 島	03-3813-6554
向 丘	03-3813-6668
根 津	03-3822-3653
汐 見	03-3827-8149
駒 込	03-3824-5801
区民課 地域振興・協働推進担当	03-5803-1170